

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2000-516112(P2000-516112A)

【公表日】平成12年12月5日(2000.12.5)

【出願番号】特願平10-505331

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 1/00

A 6 1 B 17/28

A 6 1 B 17/32

A 6 1 B 17/34

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 0 0 D

A 6 1 B 17/28 3 1 0

A 6 1 B 17/32 3 3 0

A 6 1 B 17/34

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月24日(2004.6.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成16年6月24日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第505331号

2. 補正をする者

住所 アメリカ合衆国 マサチューセッツ 01760, ナティック,
ワン ボストン サイエンティフィック プレイス (番地なし)

名称 ボストン サイエンティフィック コーポレイション

3. 代理人

住所 〒540-6015 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー15階

氏名 (7828) 弁理士 山本 秀策



電話 (大阪) 06-6949-3910



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。

方文書
○

請求の範囲

1. カテーテルであって、以下：

少なくとも2つの管腔を規定し、遠位端を備える、細長いカテーテルシャフト；

該カテーテルシャフトの少なくとも2つの管腔のうちの一方に取り外し可能に挿入可能であり、該カテーテルシャフトの遠位端を貫通して延び、該カテーテルシャフトの遠位端に位置する組織へと光を伝達するための第1の光ファイバ；

該カテーテルシャフトの少なくとも2つの管腔のうちの一方に取り外し可能に挿入可能であり、該カテーテルシャフトの遠位端を貫通して延び、介入手順が該組織に施されるべきかどうかを決定する分光学的診断システムによる分析のために該組織から光を逆搬送するための第2の光ファイバであって、ここで、該第2の光ファイバおよび該第1の光ファイバは、別個のファイバであり、該ファイバのうちの少なくとも一方は、該組織から逆搬送された第2の光を該組織の目視観察画像へと変換するための画像化装置を備える、第2の光ファイバ；および

該カテーテルシャフトの遠位端に配置され、該組織に該介入手順を施すために、該分光学的診断システムにより診断される組織に係合するようにされた介入装置であって、ここで、該介入装置は、該第1および第2の光ファイバから物理的に分離可能である、介入装置、

を備える、カテーテル。

2. 前記介入装置が外科用メスを備える、請求項1に記載のカテーテル。

3. 前記介入装置が鉗子顎を備える、請求項1に記載のカテーテル。

4. 前記介入装置が係蹄を備える、請求項1に記載のカテーテル。

5. 前記介入装置がはさみを備える、請求項1に記載のカテーテル。

6. 前記介入装置がニードルを備える、請求項1に記載のカテーテル。
7. 前記ニードルが、前記組織にマーキング液を注入するように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
8. 前記ニードルが、前記組織に化学的剥離液を注入するように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
9. 前記ニードルが前記組織を切断するように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
10. 前記ニードルが前記組織に粘性材料を付与するように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
11. 前記ニードルが、前記組織の目視観察を可能にするのに有用な液体を該組織に搬送するように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
12. 前記ニードルが前記組織に真空を適用させるように構成される、請求項6に記載のカテーテル。
13. 前記カテーテルシャフトが内視鏡の作動チャンネルを通して挿入されるように構成される、請求項1に記載のカテーテル。
14. 前記光ファイバのうち少なくとも一方が、更に、前記組織に視覚化光を搬送するように構成される、請求項1に記載のカテーテル。
15. アセンブリーであって、以下：
内視鏡；
少なくとも2つの管腔を規定し、遠位端を備え、そして該内視鏡の作動チャン

ネルを通して挿入されるように構成された、細長いカテーテルシャフト；

該カテーテルシャフトの少なくとも2つの管腔のうちの一方に取り外し可能に挿入可能であり、該カテーテルシャフトの遠位端を貫通して延び、該カテーテルシャフトの遠位端に位置する組織へと光を伝達するための第1の光ファイバ；

該カテーテルシャフトの少なくとも2つの管腔のうちの一方に取り外し可能に挿入可能であり、該カテーテルシャフトの遠位端を貫通して延び、介入手順が該組織に施されるべきかどうかを決定する分光学的診断システムによる分析のために該組織から光を逆搬送するための第2の光ファイバであって、ここで、該第2の光ファイバおよび該第1の光ファイバは、別個のファイバであり、該ファイバのうちの少なくとも一方は、該組織から逆搬送された第2の光を該組織の目視観察画像へと変換するための画像化装置を備える、第2の光ファイバ；および

該内視鏡の作動チャンネルを通して挿入されるように構成され、該組織に該介入手順を施すために、該分光学的診断システムにより診断される組織に係合するようにされた介入装置であって、ここで、該介入装置は、該第1および第2の光ファイバから物理的に分離可能である、介入装置
を備える、アセンブリー。

16. 前記介入装置が、前記光ファイバを有する前記カテーテルシャフトの前記遠位端に配置される、請求項1-5に記載のアセンブリー。